

あると思っております。だから、払える人は払うべきだという考え方は持っております。

しかし、そういう中で少し改善をしていただきたいという意見を数点挙げさせてもらいます。

まず、減免をするための個別減免を実施する際の収入認定から心身扶養共済の給付金を外していただきたいと思うんです。この心身扶養共済というのは、親が親亡き後の本人のために努力してかけて、親が亡くなった後に本人にもらえる所得補助の一部として考えているものです。これは本人の手元にしっかり残すようにすべきだと思います。

2点目が収入に応じて個別減免するとき、単身では500万円、配偶者同居の場合には1,000万円という資産要件がついていますが、これも私どもはおかしいと思います。親は本人のために自分の生活を始末してでも、お金を我が子のために残したいと考えています。

しかし、残した結果が資産要件に引っかかって減免されない。つまり利用者負担のほうにどんどん取られてしまうということになると、何のために残したのかということになる。それから、そういうことになると親はもう本人のためにはお金は残せない、残さんでいいんだ。では、本当にそれで本人は幸せな生活が保障されるのかということに対して疑問になりますので、この要件は取っ払うべきだと思います。

それから、今の軽減措置ですけれども、現状では21年度以降はどうするかまだ決まっておられません。最低限でもこの今の軽減措置は継続して、21年度以降はも継続すべきだと思っております。ぜひそうならないと、我々の子供たちの将来の姿、生活というのは描けません。

それから、もう一つは利用者負担のところ合算制度というのが出ました。実は我々の子供達の中には重度、最重度な人ほど大変多くの福祉サービスなり、医療なり、補装具なりを使っております。ところが、それぞれに負担金が発生します。この福祉サービスの利用負担、補装具の利用負担、医療の利用負担については、重度、最重度の利用者が多いということを考えれば、それを一体にして合算し、負担上限額を決めるべきだと思っておりますので、その点も意見として言わせていただきます。

以上です。

○潮谷部会長

ありがとうございました。

広田委員。

○広田委員

広田です。

きのう友人が今日の厚労省前の日比谷公園で集会に出た友人が、これまでの精神障害者の施策の永久戦犯が厚労省だというから、政治家じゃないのという話をして、盛り上がって夜中の2時半まで話を聞いて、今日は相手が先に起きて日比谷に行く約束でしたが、私

が起き出すまで待っていて、また1時間ぐらい話をして、そのくらいストレスがたまっていると書いていました。自分の意志で何万円もかけて日比谷に来たのです。私は遅れまして12時から日比谷に行ってまいりました。各党いろんな方がお話をされて、自民党さんは遅れてきて、報酬を上げるということで、民主党さんは政権交代で抜本的見直しだというふうに私には聞こえたんですけれども、隣の人は「いや、廃案だ」というふうに聞こえたということで、そういうことです。それから、公明党の方は介護保険と統合しないと。抜本的改革、頑張るということで年金も上げるとお話になって、あとの野党の方はやめようということで、いろんな方たちが壇上でお話になったんです。後で木倉さんにこの資料をお渡しします。いろんな人に意見を聞いたんですけれども、いろんな人の意見があつて。ただ、はっきり言えることはテレビ局4台のカメラが来ていましたから、今日のニュースに大きく取り上げて、マスコミの動き方によっては政局を動かすだろうと。マスコミが判断しなければ動かないだろうというふうな感想を持って、タクシーに乗ってここにやってきました。これは前置きです。

その私、所得保障ということで前回申し上げたように、3年前の10月25日、衆議員で参考人に出まして、前向きに検討していただきたいと。精神障害が入るわけですし。所得保障のことを申し上げたんですね。所得保障というと、確かにお金がないと安藤さんは心配されていましたが、壇上に上がった国会議員の方はそうじゃないと。イービス艦を6艦買わなければ障害者の自立支援法はみんながただなんだという言い方をしていた人もいましたけれども、そこをどうするかは国民の代表である国会議員のいろんな判断と厚生労働省の頑張り、財務省かもしれませんが、私が最初にその自立支援法で所得の保障と言ったのは、精神障害の私たちの立場で。精神障害者が少なくとも自分たちが使うサービスを自分でお金を払う。払うんだけれども、その元手がないと、さっきから話が出ている。元手をくださいという話で、元手をくださいといったときに川崎さんと個人的にとっても親しいです。ただ、家族会という立場では対峙していますし、長尾さんも個人的には親しいけれども、当然対立し難い感じのものもあります。

ただ、この話は同じ無年金の話です。無年金は、いわゆる統合失調症が若いころに発病するからということもありますけれども、それだけではなくて、初診時に年金を払えない状況の人が多。今日IBMさんと横河電機さんがおみえになっていますが、私新幹線に乗ったときにたまたま総務部長と総務課長と乗り合わせたんです、ある会社の。おたくの会社に休職している人いると言ったら「います」というから、ではぜひ精神科に行ってくださいと、休職中に。そういう指導をしてくださいと。精神科のハードルが高かったら心療内科でもいいと思いますと言ったんです。それはなぜかということ、厚生年金とか共済年金とかかかっているときに精神科とか心療内科に行っておけば3級までもらえる権利があるわけですよ。1級、2級、3級、精神の場合ですよ。ところが、国民年金の場合には1級と2級しかないんですね。2級がもらえるということはかなりのハードルがあるんです。3級の場合だとちょっと金額は忘れましたが、年収何百万まではいいというふうに何年か

前は私、福祉事務所で聞きました。3級の厚生年金だったらもらいやすくて、3級の厚生年金をもらいながら、パート勤めをしたりして、そこで自分が税を納める、タックスペイヤーになる、そういうふうな生き方をしている方もたくさんいます。ところが、これが国民年金になってしまうと、3級がないから安藤さんとは全く反対の話で、私はちょっとむしろこの委員会をやるのが遅過ぎたんじゃないかと。3年の見直しといったときに、何か上がったと階段を上がるのか、エスカレーターがどんどん上がっていくのか分かりませんが、少し時間をかけながら日比谷にせつかれながらやるのではなくて、もう少し早くやるべきだったんじゃないかなというふうに思います。やり出した方たちにはお疲れさまですと言っておきますけれども、そういう形で無年金の問題が1つある。それは経団連さんとか連合さんとか全労連さん、どこの職域でも、今日いろんなところに言えることですが、うつの方がいらっしゃるから。厚生労働省を初めとした今就労している全ての方が仕事ができなくなって休職のような状態で、それが精神疾患的だったら、当てにはならないけれども、治療上は。保険のつもりで精神科を受診する。そうすると、将来3級までもらえる可能性がある。もらわないで働き出せば、それはその人の人生にとっても国の財政にとってもラッキーというふうに思います。

それと、そういうふうな整合性を考えると、年金局から若い方がみえていますが、そんなおばさん言っても無理だよというふうに内心思うと思いますが、国民年金の3級を出していただければ精神障害者も働きながら、それで自分らしく生きられる生き方が1つあるということで、それが1点です。

それから、いわゆるこれは2-①ですかね。きのうきちんと精神のほうの野崎さんから説明を受けたんですけど、ぼけ中年ということと、友人が遠くから来て自立支援法の話があるということで忘れてしまったんですけど、2-①の4ページの住宅費など地域移行推進のための新たな課題への対応ということなんですね。これはとっても大事なことで、現在7万人とも10万人とも15万人とも言われる社会的入院の仲間がいます、鍵と鉄格子の中にいる人もいて。そういう仲間が地域に出てくるときに、いわゆる住宅手当という家賃1カ月分ではなくて、退院するためのお金がないんです。たまたま入院している人が生活保護制度で入院していれば全額出ます、引っ越し料金も。だけれども、それがそうではない場合にはお金がない。これが1点です。病院からでる場合。もう一つ家族と一緒にいる。川崎さんみたいな素敵なお母さんが家ではどうか知りません。私は私自身思いますが、全く相性の合わない母親でした。だからここにいられるということである意味で反面教師として感謝しなきゃいけないんですけど、そういう中において、いわゆる精神障害者の犯罪の殺人が一番多い被害者は家族です。家族を凶らずも殺さずにはいられないほどの関係になってしまっている。そして、親が悲観して子供をあやめることもある。そういうことを無くすために自立のためのお金がある。親なき後というふうに家族会の講演会なんかは盛んに言うんですよ。でも、親なき後じゃなくて、今500万とか1,000万という話が副島さんから出ていたんですが、こっちは5万とか10万という話なんですけれども、若

い親が私から見れば妹や娘になるような30代、40代の親が広田さん、親なき後と言ってくる。親なき後じゃないと思う。キャッチフレーズを変えようと。親ある今ですよ。親ある今、健全な一人の市民として、国民として精神障害、精神疾患があってもきちんと暮らせるために住宅費などの地域移行推進のための新たな課題の対策、ここにぜひ入らないと事件は減らないし、不幸なことは起こるし、不幸な事件が起きると、精神科に通院しているとか入院したことがあるということをマスコミが報道することによって、幾ら精神障害者で広田さんみたいに明るい人がたくさんいますよと言ったところで、一つの事件がおきたら怖い人だということで消えちゃうんですね。そういう意味で、本当に家族も心配して子供を残しながら死ななくてもいいですよ。一緒に旅行でも行ってもらって、お互いに尊重して、個性を。そして、楽しく生きることが日本に生まれてよかったということになりますので、そういうことでちょっと長い話になりましたが、私の考え方です。

それと、いわゆる利用者負担でしたっけ。利用者負担というのは今日日比谷の皆さんがつけていたゼッケンには応益負担をやめようとしていました。それは、なぜ支援費が応能で自立支援法が応益になったのか私知らないんですけども、要するに応益負担をやめようというだけけれども、人によっては、応能にしちゃうと今までよりお金が増えるから嫌だという意見もあって、なかなか難しいんですけども、今日のゼッケンは圧倒的に応益負担をやめようというゼッケンでした。

以上、日比谷を交えて中継しました。

○潮谷部会長

ありがとうございました。大変幅広い観点からの提言も含んでいたように思います。1つは無年金者、これに対しての対応をきちっとやっていくべきだと。それともう一点は、現行の制度の中でも方法論を通して就労中に精神科の治療を受けているということによって、基礎年金に関わってくる部分が3級が受給資格として将来的に生ずると。その一方で、国民年金のほうにない3級、これを制度として考えていけばどうかというような問題、それから、社会的入院について準備金がない。社会に出ていくための準備金がない。さらには、受け入れてくれる住宅がない。そういうことを考えたときに、地域移行推進という観点から非常にここは大事な要素があると。社会的入院の解消という点からも考えていく必要があるのではないかということ。それから、今日は事務局のほうでは応益負担という使い方はしていなくて、むしろ定率負担という言い方をしていますが、日比谷のほうではそうではないというようなことで、支援費と自立支援費の中での負担の在り方について違いがあるというような大変多くの示唆に富むご意見をちょうだいいたしました。事務局のほうは別に答えることはないと思いますので、ぜひ。

はい、どうぞ。竹下委員。

○竹下委員

今の受益者負担で、定率負担でも応益負担でも言葉はいいんですが、この問題をちょうど本当に真剣に考えるために、まず安藤委員がおっしゃった障害者権利条約との関係はちょっと事務局の答えがよく分からなかったんですね。というのは、条文はうかつにも今日私持ってきましたんですけど、たしか障害者権利条約では費用負担の関係では、福祉サービスを利用することの妨げとなる負担をさせてはあかんというたしか言い回しだったと思うんですね。その見地から定率負担が矛盾していないかどうかということを考えるべきだと思うんです。そういう意味では障害者権利条約とは極めて深い関係にあるということを指摘しておきたいと思います。

それから、2点目には付則の3条3項でしたかね。あるいは付帯決議の関係で言いますと、現実の問題として財源の問題も含めまして、現在の所得保障が前進しないのであれば、それとの関連でまさに最初に僕が指摘というか事務局から答えていただいたように、現在の定率負担は少なくともそのままでは抜本改正にならなくて、いわば付則3条違反の状態をこの改正時に当たって放置することになるといういわば本当に法律的な問題にまでなってしまうということでありますから、この所得保障が改善できないのであれば、この定率負担の現在の制度をこのままで引き続きやることにならないのではないのかというのが2点目です。

それから、所得保障の関係では、ずっと僕が全体をくつつけるべきだと思うのは、就労支援との関係でこれまで議論があったはずであります。そうであれば、まさに就労を通じた所得保障をどうすれば実現するかということをもう少し前向きに考えるべきで、その中で一つの方策として保護雇用も出ていたわけですから、そういう就労を実現化し、企業も可能な範囲での負担をしながら障害者の自己実現を図る。そして、さらにそこに所得保障というものも実現する制度というものを前向きに考えるべきだろうと思います。

最後に現在の費用負担の在り方は、非常に制度内で矛盾を抱えていることをやっぱり明確にしておく必要があるだろうと思うんです。時間がないので项目的だけにしますけれども、あくまでもやっぱり質に合った一律であろうが、定率であろうが、あるいは言葉が応益であろうが、負担を指すべきだろうと思うんですね。私自身は、個人的には負担はなくすべきだと思いますが、それはともかくとしましても、例えばここで問題になっているように、一生懸命働こうと思ったら、その工賃よりも高い利用者負担をされる。あるいは障害者が社会参加のために外へ出たらお金をとられる。それはどう考えても質に合わない利用者負担ですよ。そういう質に合わない利用者負担というものをそのままにして、これを21年度に続けていいのかという問題。それから、この資料では盛んにいわば軽減を図っているというんですけども、実は軽減を図っている中身を見れば、定率負担は崩れているわけですよ。崩れているにもかかわらず、定率負担に固執するのはなぜかよく分かりません。根本的にはその応能負担というものが私個人的には好きではないですけども、応能負担が何も否定される理由はないわけでありますから、そうであればこの所得保障が現実には前に進まないときに、応能負担という形での考えでやる限りにおいては、その矛

盾もある意味では解決できるわけであります。

最後に障害者自立という観点から言えば、その地域生活支援事業であろうが自立支援給付であろうが同じであります。現時点では地域生活支援事業は基本的には定率負担は崩れているわけであります。にもかかわらず、この障害者自立支援法全体の中で定率負担に固執するというのは、やはりどこか間違っているところがあるだろうと思うんです。そういう法律内に抱えている自己矛盾を解消するためにも、少なくとも現在の利用者負担の在り方を根本的に見直して、最低でも一定の合理性、整合性の持ち得る応能負担にまで戻すべきだろうと思っています。

以上です。

○潮谷部会長

ただ今の竹下委員の意見として、きちっと傾聴していただき考えていただきます。1点やはり先ほど安藤委員が出された権利条約に絡んでの問題がもう一度明確に伝えていただくほうがいいかなと思いますので、そこは事務局のほうからお願いをいたします。

○蒲原企画課長

また改めてちゃんと整理しますけれども、権利条約の中でいろんな関係する状況があると思います。例えば合理的配慮ということで障害者が頼むのと同様に基本的な人権及び自由を共有しているということ。あるいはそのためにそれをそうした権力を行使するためにきちっと必要な調整といったものがなされる必要があるといったこと。さらには均衡を失したまたは過度な負担を課さないものをいうと、こういうことで権利条約上は入っているところがございます。このところについては、まさにそうした権利条約との整合性がとれるようにやはり我々の制度というのは一般論としてなっていかなきゃいけないというふうに思っております。そのところについて現在、現行の法律の立て方というのがこの条約とどういう関係にあるかということについては、冒頭申しましたとおり、今関係のところとよく整理をいたしておりますけれども、結論はまだですけれども、今の制度自体が即これに何か反しているということではないということでは今考えていますけれども、そのところはまたこれからよく関係省庁とさらに法制的な面も含めてきちっと整理をしていきたいというふうに思っております。

○潮谷部会長

確認をさせていただきますけれども、今それぞれで権利条約について外務省等々含めて検討されている。その結果が出てきたところでこの障害者自立支援法の皆様たちからの意見が出て、まず多分制度設計がされると思いますけれども、その制度設計がその後権利条約の中でいろいろと論議されたものと非常にドッキングさせていかなければならないとか、見直さなければならぬとか、そういうようなところが出た場合にはきちっと柔軟に対応

していくという腹構えですと、そういうふうに理解してよろしゅうございますでしょうか。

○蒲原企画課長

そういうふうなことでやりたいと思います。恐らくこの権利条約との整合性のところは、今外務省なり内閣府と相当整理をしておりますので、恐らくそんなに何かこちらの結論と時期がそんなにずれるということでは多分ないんじゃないかというふうに思っていますので、できるだけ早く関係省庁とそういうことをやっていって、この審議会での検討とうまく合うような形でお願いをしていきたいというふうに思っております。

○潮谷部会長

ありがとうございます。既に皆様方、当初お約束をいたしました時間は過ぎておりますけれども、この項目についてももう少し皆様たちからご意見ございますでしょうか。

箕輪委員。

○箕輪委員

すみません、いろんな情報をいただいてありがとうございます。

この話を進めていく上で確認したいことがあります。生活の保障について考えるときに、どの地域でどのような環境でどう生活をしていくかによって、かかる費用に違いがあって、その費用を考慮して保障の内容を考えることになると思うのですが、この所得保障の参考資料の2ページにあるように、実際にプラスして「現金で支払う」内容と、「払わずに済む」というように助成をする内容と、物や建物などの「物品支給」による内容などそれぞれの制度があるというご説明ですが、そういった中で、「だれにでも必要なこと」「状況によって必要なこと」「特定の人にだけ必要なこと」とがあると思います。例えば障害が重くて困難なことが多くても、いろいろな訓練を受け、一生懸命働き、そして稼いでためたお金で家を買っている人もいます。そのような人に対する手当はどのようなのでしょうか？実際にあった話ですが「仕事にやりがいはあるけれども、贅沢さえしなければ年金で暮らせるので、退職します」と、障害のある社員に言われた企業があります。ほかには「これ以上年収が増えると困るのでボーナスは辞退します」とか「年収が増えてしまうと年金に影響があるのでお給料を上げないでほしい」と障害のある社員から言われた企業もあります。く「働きたくても働くことができず収入を得られない方」にとっての保障であるにもかかわらず、自分の意思で働かない方や、本来得られるはずの収入を辞退してでも年金をほしいという方がいる状況から、所得保障の趣旨が正しく伝わっていない方もいらっしゃるのではないかなと思います。例えば、住宅に関する保障についてですが、「お金を支給されても建物なく、自分で建てることは難しい方」、「建物はあるけど入居させてもらえない方」、そして「入居はできるけれど家賃を払えない方」など事情は様々

ではないでしょうか。限りある財源なのですから、保障の方法を一律ではなく、選択できるしくみの方がよいのではないのでしょうか。移動手段についても、都内のように交通の便が良い地域と、自家用車なしでは生活できない地域とがありますので、それぞれの地域や事情で生活に必要な保障を選択をしていけるというしくみができないものかと思います。

1点確認したいのですが、参考資料の2に現行のいろいろな施策策が記載してありますが、一番下の各種割引制度というのは、国の施策でしょうか？民間の取り組みが混ざっているような気がします。民間の取り組みを挙げるならば、手帳を見せると割引になる取り組みは他にもたくさんありますし、どんどん増えています。国の施策と民間の取り組みは分けていただいた方がよいのではないのでしょうか。最初にお話ししたように「支給される内容」「支払わなくて済んでいる内容」「助成されるために少ない負担で済む内容」をそれぞれに分けてトータルでお示しいただければ、過剰な部分と不足している部分が把握できて、より建設的な議論ができると思います。今度、整理した資料を見せていただけないでしょうか。

○潮谷部会長

整理したものを資料として出せますか。ここに出されているものは多分法律に基づくものだと思いますけれども、今、箕輪さんが触れられたのは、例えば各行政主体が美術館だとかそういったところも含めてということになるので、相当大変ではないかなとは思いますが、すけれども。

○蒲原企画課長

これ大体、今ここに書いているJRを含めるものは基本的にはその主体がやっているの、政府が何か制度で持っているというよりも、まさにここは民間のものであります。ただ、おっしゃるようにほかにいろんな民間のものもあると思いますので、むしろそれはちゃんと伝わるようにきちっといろんな、今日の資料はここでの議論のようなのでこうなっていますけれども、本来たくさんあるものについては、いろんな形での広報というのは非常に大事ななというふうに思って、今受け止めました。

○潮谷部会長

何か関連してございましょうか。嵐谷委員。そのあと安藤委員、お願いいたします。

○嵐谷委員

お答えする意味ではないんですけれども、各地方によって自治体、それによって全部違うので、ここで一律に書き上げるというのは恐らく不可能です。いろいろと民間で優遇措置それぞれございます。だから、ここで恐らく書き上げるということは不可能だろうと思います。自治体によっても変わりますので、申し伝えておきます。

以上です。

○潮谷部会長

厚生労働省に代わって嵐谷委員が答えてくださいました。

それでは、安藤委員、お願いいたします。

○安藤委員

安藤です。

先ほどは失礼しました。まともな質問をしたと思うんですけども、所得保障の11ページですけども、先ほど企画課長さんが皆さんの意見とか論議を踏まえてというお話がありましたけれども、どうも最近の資料の課題や論点を見ていると、非常に厳しいと思うんですね。例えば11ページでも様々な制約の中でどのように考えるかというような言い回しがあるんですけども、さまざまな制約についてですが、この制約については、事務局の皆さんは福祉的にも行政的にも専門家でありますし、皆さんが制約があるというものを私たちがそれを越えた意見を出していくことはちょっと難しい感じがします。私が意見を述べるとかは出しにくいと思うのです。そのような制約論が多い感じがするのです。そのところの論点の整理の仕方をもっと工夫していただければと思うので1点です。

2つ目ですけども、この利用者負担ですけども、利用者負担の14ページです。14ページ、基本的なことがここにあるのではないかと思うんですが、一番上の応能負担についてですが、所得に応じた負担となるので、利用者の95%が利用者負担はゼロと書いてあります。これについてですが、今の障害者の生活実態から見て応能負担に戻して欲しいとの気持ちが大部分です。一方、定率負担についての特徴ですが、利用者と事業者が対等な関係に立つことができるとか、サービスの質の向上につながると言うことですが、利用者と事業者の対等な関係というものが実際にできているのでしょうか。そうではなく、定率負担の影響で不信感が増幅している感じがします。また、自治体も経営が非常に厳しくなっていますし、サービスの質の向上につながっていると障害者自身が実感しているのでしょうか。このような点を踏まえて論議する必要があると思うのです。

以上です。よろしく申し上げます。

○潮谷部会長

ありがとうございます。今のことに関連、この11ページですが、様々な制約がある中でという論点のまとめ方について、その制約がある中で我々に対して意見を求めているということなのか、あるいは様々な制約がありますよということなのか、その論点の出し方の事務局側のニュアンスはどうなんですかということが1点と、もう一つは事業者と利用者との関係の中で対等関係ということが果たして現実にはきちとなされているのかどうか。そしてまた、それが望めることであるのかどうか、そういった点についていかがかという

ことをごさいますけれども、この点について何かごさいますか、事務局のほうで。この様な制約だけはちよときちと答えていただいたほうがいいかなと思います。

○蒲原企画課長

では、そちらのほうについて。確かにこれ議論するときこの論点の前にありますとおり、やっぱり事実関係でこういう状況になっていると。制度の仕組みだとかあるいはたまたまここではいろんな給付の額、そういう事実関係をやっぱりきちと事実関係としてお示するということがやはり大事なので、そこはそこでやっていく必要があると思います。

あと、論点の立て方ですけれども、やはりそういういろいろと事実関係がある中で、だけれども、やはりこの場でどういうふうにしていきたいかといったことをぜひ委員の先生方からお出しただいて、その上で我々としてもそこをうまくいろんな制約をクリアできるのかどうかということ先生方と一緒に考えていきたいなというふうに思っています。

○潮谷部会長

ありがとうございます。もし皆様よろしければ障害者の範囲については今回積み残すわけにはいかないと思っておりますので、伊藤委員、よろしゅうごさいますか。どうしても言いたい。

はい、分かりました。では、どうぞ。君塚委員までで次に移ります。

○伊藤委員

ありがとうございます。前回控えておりましたので、今回はどうしてもということで無理を言って申しわけございませぬ。実はこの利用者負担の6ページ、7ページなんでございませぬが、この利用者負担は再三にわたっての減額措置をしてくださいました。現実に私ども入所施設でございませぬが、当初から言っている手元に2万5,000円でしたでしょうか。残りますよという強いご説明があったわけですが、現実是一般の方と生活保護の方、上と下を比較しますと、生活保護の方はほとんどちょうだいするものはございませぬ。よほど自分で何かをほしいと、あるいはオプションで何かをやる。ところが、もちろん一般の方は全てにかかってくるわけです。2万5,000円残っているのは、一般の人に以外と残らないんですよ。残らなくて生活保護の方のほうが施設は私どもがお金の管理をさせていたただいているんですが、生活保護の方のほうが残っていると。これは負担の問題、利用者負担の中でももう少しきめ細かく精査していただいて、検討していただいて本当に上も下もご納得いただけるようなこの制度を改めていただければなと。また、その必要があるだろうと、このように思っています。

以上でございませぬ。

○潮谷部会長

ありがとうございます。君塚委員、お願いいたします。

○君塚委員

資料2-②の8ページ、障害児の利用負担の件です。この表に沿って3点ほどカタイをしたいと思います。

これは所得階層とサービス別に表になっておりますけれども、最初にその所得階層の中で課税世帯では措置に比べると、多くは横並びか明らかに減っています。しかし、非課税世帯では大きく負担が増えています。これは最初にこの障害者自立支援法が発足したときに、高収入の人たちは減額しないでいいんじゃないかということを強調したんですけども、それは実現せずに非課税世帯の低所得者が例えば入所サービスのところで措置では2,200円であったのが特別対策法にも6,000円とか3,500円であるという形の収入の低い人ほど負担が大きくなっているということをまず指摘したいと思います。

それから、2番目に横の方向のサービスの事業費経費というのが14.4万円とか4万円、18.6万円というのがありますけれども、このこと自体の書いてあるものが応益負担をもちにあらわしているという考え方に沿った発想だと思います。しかも、一律にしていますけれども、児童の入所サービスでも施設形態によって福祉の負担というのが大きく異なっています。前にも言いましたけれども、重症心身障害施設が25万ぐらい、肢体不自由施設では7万弱だと思います。平均して18.6万という数値が上がっています。それが2番目です。

それから、3番目に前々からの在宅と入所との差という話があります。その中で特別児童扶養手当、2級3万5,000円なり5万円、あるいは一部の人が6万5,000円もらっているわけですが、その入所すると特別児童扶養手当が支給されなくなると、逆に入所のほうの負担のほうが大きくなるということが明らかになって、バランスを逆の方向までとってしまっているのではないかと。そこで、こども保健条約、先ほども話ししましたようなことと、少子化社会への対策ということで、非課税世帯のいわゆるこのサービスを全てゼロにしてかけたらというふうに要望したいと思います。

以上です。

○潮谷部会長

それでは、次のところに移ってまいりたいと思いますが、皆様方の中で障害者の範囲、これについてどなたからでも。

山岡委員。

○山岡委員

山岡でございます。発達障害の団体を代表して出てきておりますので、その辺を中心にお話したいと思っております。

障害者自立支援法における障害者の範囲につきましては、先ほどから出ています附帯決

議がございまして、その1番目に発達障害、難病などを含めサービスを必要とする全ての障害者が適切に利用できる普遍的な仕組みにするよう検討を行うこと、とうたわれております。それから、先ほどからお話が出ております与党PTの報告書の中でも障害者の範囲の見直しとして、発達障害をはじめとする障害者の範囲については、引き続き検討というふうとうたわれているところでございます。本日、資料の中で事務局からご紹介がありましたように、現行の障害者施策とか、あるいは障害者自立支援法ではカバーされていない狭間の障害がたくさんございます。今回の資料の中でいきますと、発達障害だけではなく高次脳機能障害あるいは難病等、特に目に見えにくい障害、その中で困難を抱えて苦しんでいる人がたくさんいるということでありまして。ただ、その方たちというのは3障害と同等あるいはそれ以上の困難を抱えているということをぜひ心の中に入れていただきたいというふうに思っております。

現在の障害施策の中でいきますと、障害種を限定列挙的に対象を決めておりますので、どうしても狭間の障害が生じるというふうに考えています。障害者施策の範疇では扱いきれない障害があったり、対象の問題でいろいろ問題が生じてくるということでございます。私はもともと発達障害の団体を代表してこの場で発言をさせていただいているわけでありましてけれども、決して発達障害だけよければいいというようなふうには考えたことは一度もありません。これは多分団体を代表されるレベルの方であれば恐らくみんな共通の思いということだというふうに信じておりますけれども、どのような障害であれ、あるいは困難であれ、困っている人がいたら支援をするというのが国とか国民のあるべき姿だというふうに思っています。また、それは障害を持つ本人とか保護者とかの共通の願いだというふうに私は思っています。現在すぐにできなくても将来的には全ての障害、困難を持つ人たちが支援の対象になるように、どこかの団体がご提案されていましてけれども、総合福祉法のような形にして狭間が起きないようにしていただきたいというふうに思っているところであります。

今回の障害の範囲につきましては、先ほど申しましたように、発達障害や高次脳機能障害や難病の皆様と要望などをしてきたところでありますけれども、今回の障害者自立支援法の見直しの検討においては、施策的、体系的にちょっとやや難しい面があったり、全ての障害をこの中に入れることが難しいというようなことがあるかもしれません。今回、形をとるか実をとるかは別にいたしまして、いずれにいたしましても、その狭間に置かれている障害について、何らかの形で支援が行き渡るようにこの検討会の中でご配慮いただきたいというふうに思っています。

いずれにしましても、その狭間にある障害に対して、ぜひご配慮いただきたいということとをまずは申し上げておきたいと思っております。

ここからちょっと発達障害に絞った話をさせていただきます。

発達障害につきましては、平成17年に発達障害者支援法が施行となっております、発達障害に対する支援は、国と地方公共団体の責務というふうに定められているところであ

ります。発達障害者支援法施行以来、国の各種事業に取り組んでいただきましたし、発達障害のある人を対象とした支援体制の整備なども進めていただいております。実態面としては、各種支援事業の中で、あるいは各種の制度におきましても、例外措置とか通知の方式で支援の対象に含めていただいているケースも増えております。しかし、発達障害は障害者として位置づけられていながら、現行の障害者自立支援法の中では明確に位置づけられておりません。それから、障害者自立支援法によるサービスを受けられそうにちょっと表面的に見えながら、実は受けられていない状況にあることが多いわけでございます。この際、障害者自立支援法において自閉症、ADHD、学習障害等の発達障害のある人が支援サービスをきちっと受けられるようにするために障害者自立支援法の対象として位置づけて明記をいただきたいということを重ねてお願い申し上げます。

それから、その現行法の関係と発達障害をどう位置づけるかというところについて一言申し上げます。

発達障害は、医学的に見て中枢神経系、いわゆる脳の機能障害でありまして、広い意味でこの事務局案のところにもうたってございますが、精神疾患の一種であるというふうに理解しております。一方、精神保健福祉法の定義には、第5条におきまして統合失調症、精神作用物質による急性中毒または依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有するものを言うというふうになってございます。もともと広い範囲でいきますと、精神疾患を広くカバーする法律でございます。したがって、事務局の説明にもございましたが、発達障害につきましても、この精神保健福祉法の範囲に入っているというふうに私どもは理解しております。この精神保健福祉法を広く精神疾患をカバーする法律ととらえていただいて、現行の法律の枠組みの中で発達障害に対する支援を例えば例外措置だとか通知によって行うとか、特例で行うとかということではなく、本則の中で明文化をしていただきたいというふうに考えております。

今回は、障害の範囲の見直しといういい機会でありまして、発達障害については発達障害者支援法で支援が国の責務として定められております。しつこいようでございますけれども、実態的には各種の支援事業が行われているというところでございますので、もう一歩この検討会の中で進めていただき文明化いただくことを重ねてお願い申し上げます。

以上でございます。

○潮谷部会長

今の点について、何か福島課長のほうからございますか。よろしゅうございますか。

ほかにはございませんでしょうか。

岩谷委員、お願いいたします。そのあと生川委員、お願いします。

○岩谷委員

岩谷です。